

昭和電工マテリアルズ企業年金基金規約

平成16年 4月1日制定

令和 4年 4月1日改訂

昭和電工マテリアルズ企業年金基金

第1章 総則

- [第1条\(目的\)](#)
- [第2条\(名称\)](#)
- [第3条\(事務所\)](#)
- [第4条\(実施事業所の名称及び所在地\)](#)
- [第5条\(公告の方法\)](#)

第2章 代議員及び代議員会

- [第6条\(代議員及び代議員会\)](#)
- [第7条\(定数\)](#)
- [第8条\(任期\)](#)
- [第9条\(互選代議員の選挙区及び代議員数\)](#)
- [第10条\(互選代議員の選挙期日\)](#)
- [第11条\(互選代議員の選挙の方法\)](#)
- [第12条\(当選人\)](#)
- [第13条\(互選代議員の選挙執行規程\)](#)
- [第14条\(選定代議員の選定\)](#)
- [第15条\(通常代議員会\)](#)
- [第16条\(臨時代議員会\)](#)
- [第17条\(代議員会の招集手続\)](#)
- [第18条\(定足数\)](#)
- [第19条\(代議員会の議事\)](#)
- [第20条\(代議員の除斥\)](#)
- [第21条\(代理\)](#)
- [第22条\(代議員会の議決事項\)](#)
- [第23条\(会議録\)](#)
- [第24条\(代議員会の会議規則\)](#)

第3章 役員及び職員

- [第25条\(役員\)](#)
- [第26条\(役員の定数及び選任\)](#)
- [第27条\(役員の任期\)](#)
- [第28条\(役員の解任\)](#)
- [第29条\(役員の選挙執行規程\)](#)
- [第30条\(理事会\)](#)
- [第31条\(理事会の招集\)](#)
- [第32条\(理事会の付議事項\)](#)
- [第33条\(理事会の議事\)](#)
- [第34条\(理事会の会議録\)](#)
- [第35条\(役員の職務\)](#)
- [第36条\(理事の義務及び損害賠償責任\)](#)
- [第37条\(理事の禁止行為\)](#)
- [第38条\(職員\)](#)

第4章 加入者

- [第39条\(加入者\)](#)

		第40条(資格取得の時期)
		第41条(資格喪失の時期)
		第42条(加入者期間の計算)
第5章 基準給与及び標準給与		第43条(基準給与)
		第44条(第1仮想個人口座残高)
		第44条の2(第2仮想個人口座残高)
		第44条の3(再評価率)
		第45条(標準給与)
第6章 給付	第1節 給付の通則	第46条(給付の種類)
		第47条(裁定)
		第48条(標準年金額)
		第49条(端数処理)
		第50条(支給期間)
		第51条(支払日及び支払方法)
		第52条(給付の制限)
		第53条(未支給の給付)
		第54条(時効)
		第55条(譲渡担保の禁止等)
	第2節 老齢給付金	第56条(支給要件)
		第57条(年金額)
		第58条(支給の繰下げ)
		第59条(年金に代えて支給する一時金)
		第60条(失権)
	第3節 脱退一時金	第61条(支給要件)
		第62条(一時金額)
		第63条(支給の繰下げ及び支給の方法)
		第64条(支給の効果)
		第65条(失権)
	第4節 遺族給付金	第66条(支給要件)
		第67条(遺族の範囲及び順位)
		第68条(一時金額)
第7章 掛金		第69条(掛金)
		第70条(標準掛金)
		第71条(特別掛金)
		第71条の2(事務費掛金)
		第72条(掛金の負担)
		第73条(掛金の納付期限)
		第74条(財政再計算)
		第75条 削除
		第76条(積立金の額の評価)

第8章 積立金の積立て及び運用	第77条(継続基準の財政検証) 第78条(非継続基準の財政検証) 第79条(臨時掛金)
第9章 積立金の運用及び業務の委託	第80条(基金資産運用契約) 第81条(運用管理規程) 第82条(積立金の運用) 第83条(運用の基本方針及び運用指針) 第84条(分散投資義務) 第85条(政策的資産構成割合) 第86条(資産状況の確認) 第87条(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止) 第88条(業務の委託)
第10章 解散及び清算	第89条(解散) 第90条(解散時の掛金の一括拋出) 第91条(支給義務の消滅) 第92条(残余財産の分配)
第10章の2 年金通算	第92条の2(中途脱退者の選択) 第92条の3(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換) 第92条の4(厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換) 第92条の5(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換) 第92条の6(企業年金連合会への脱退一時金相当額の移換) 第92条の7(企業年金連合会への残余財産の移換) 第92条の8(加入者への説明) 第92条の9(他の確定給付企業年金からの給付の支給に関する権利義務の承継)
第10章の2 年金通算 第1節 脱退一時金相当額の移換	
第10章の2 年金通算 第2節 給付の支給に関する権利義務の承継	
第11章 雑則	第93条(事業年度) 第94条(届出) 第95条(受給手続) 第96条(報告書の提出) 第97条(年金数理関係書類の年金数理人による確認) 第98条(業務概況の周知) 第99条(実施事業所の減少に係る掛金の一括拋出) 第99条の2(分割時又は権利義務移転時の資産分割) 第100条(法令の適用)
附則	第1条(施行日)

目次

[第2条\(加入者及び加入者期間に関する経過措置\)](#)

[第3条\(厚生年金基金からの移行\)](#)

[第4条\(適格退職年金からの移行\)](#)

[第5条\(最低保全給付に関する経過措置\)](#)

[第6条\(継続加入者に係る給付に関する経過措置\)](#)

[第7条\(非継続加入者\)](#)

[第8条\(特例脱退一時金\)](#)

[第8条の2\(特例老齢給付金\)](#)

[第9条\(特例遺族一時金\)](#)

[第10条\(承継受給者に係る給付に関する経過措置\)](#)

[第11条\(経過基本年金A\)](#)

[第12条\(経過基本年金B\)](#)

[第12条の2\(経過遺族一時金B\)](#)

[第13条\(経過基本年金C\)](#)

[第13条の2\(経過遺族一時金C\)](#)

[第14条\(経過基本年金D\)](#)

[第15条\(給付に関する規定の準用\)](#)

[第16条\(厚生年金基金から移行する際の不足額の
一括拠出\)](#)

[第17条\(代議員及び役員の任期に関する経過措置\)](#)

[第18条\(最初の事業年度の実施事業所の減少に
係る掛金の一括拠出\)](#)

[第19条 削除](#)

[第20条 削除](#)

附 則 [第1条\(施行期日\)](#)

附 則 [第1条\(施行期日\)](#)

[第2条\(掛金に関する経過措置\)](#)

附 則 [第1条\(施行期日\)](#)

附 則 [第1条\(施行期日\)](#)

附 則 [第1条\(施行期日\)](#)

[第2条\(厚生年金基金の権利義務を承継した中途
脱退者に関する経過措置\)](#)

附 則 [第1条\(施行期日\)](#)

附 則 [第1条\(施行期日\)](#)

[第2条\(加入時期に関する経過措置\)](#)

[第3条\(加入期間に関する経過措置\)](#)

[第4条\(初任クレジット及び仮想個人口座残高に
関する経過措置\)](#)

[第5条\(標準給与に関する経過措置\)](#)

[第6条\(適格退職年金からの移行\)](#)

目次

附 則	第1条(施行期日)
	第2条(掛金に関する経過措置)
附 則	第1条(施行期日)
	第2条(掛金に関する経過措置)
附 則	第1条(施行期日)
	第2条(第1仮想個人口座残高及び第2仮想個人 口座残高に関する経過措置)
附 則	第1条(施行期日)
附 則	第1条(施行期日)
	第2条(掛金に関する経過措置)
附 則	第1条(施行期日)
	第2条(休職期間中の従業者に係る資格取得の 時期に関する経過措置)
	第3条(資格取得の時期及び加入者期間に関する 経過措置)
	第4条(初任クレジット及び仮想個人口座残高に 関する経過措置)
	第5条(標準給与に関する経過措置)
	第6条(旧適年契約に係る権利義務の承継)
附 則	第1条(施行期日)
	第2条(第1仮想個人口座残高及び第2仮想個人 口座に関する経過措置)
附 則	第1条(施行期日)
	第2条(掛金に関する経過措置)

目次

附 則	第1条(施行期日)
附 則	第1条(施行期日)
附 則	第1条(施行期日)
	第2条(他の確定給付企業年金への給付の支給に関する権利義務の移転)
	第3条(株式会社ハウステックの減少に係る掛金の額)
附 則	第1条(施行期日)
附 則	第1条(施行期日)
附 則	第1条(施行期日)
	第2条(第1仮想個人口座残高及び第2仮想個人口座残高に関する経過措置)
附 則	第1条(施行期日)
	第2条(規約型確定給付企業年金からの移行)
	第3条(資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置)
	第4条(初任クレジット及び仮想個人口座残高に関する経過措置)
	第5条(標準給与に関する経過措置)
	第6条(給付に関する経過措置)
	第7条(特例経過措置受給権者に係る標準年金額に関する経過措置)
	第8条(特例経過措置受給権者に係る年金額に関する経過措置)
	第9条(特例経過措置受給権者に係る年金に代えて支給する一時金に関する経過措置)
	第10条(特例経過措置受給権者に係る遺族給付金の支給要件に関する経過措置)
	第11条(特例経過措置受給権者に係る遺族給付金の額に関する経過措置)
	第12条(掛金に関する経過措置)
附 則	第1条(施行期日)
	第2条(他の確定給付企業年金からの給付の支給に関する権利義務の承継)
	第3条(資格取得の時期及び加入者期間に関する経過措置)

目次

[第4条\(初任クレジット及び仮想個人口座残高に関する経過措置\)](#)

[第5条\(標準給与に関する経過措置\)](#)

[第6条\(給付に関する経過措置\)](#)

[第7条\(特例経過措置受給権者に係る標準年金額に関する経過措置\)](#)

[第8条\(特例経過措置受給権者に係る年金額に関する経過措置\)](#)

[第9条\(特例経過措置受給権者に係る年金に代えて支給する一時金に関する経過措置\)](#)

[第10条\(特例経過措置受給権者に係る遺族給付金の支給要件に関する経過措置\)](#)

[第11条\(特例経過措置受給権者に係る遺族給付金の額に関する経過措置\)](#)

附 則	第1条(施行期日)
附 則	第1条(施行期日)
	第2条(掛金に関する経過措置)
附 則	第1条(施行期日)
	第2条(他の確定給付企業年金からの給付の支給に関する権利義務の承継)
	第3条(他の確定給付企業年金からの給付の支給に関する権利義務の承継)
	第4条(初任クレジット及び仮想個人口座残高に関する経過措置)
	第5条(標準給与に関する経過措置)
	第6条(給付に関する経過措置)
	第7条(特例経過措置受給権者に係る標準年金額に関する経過措置)
	第8条(特例経過措置受給権者に係る年金額に関する経過措置)
	第9条(特例経過措置受給権者に係る年金に代えて支給する一時金に関する経過措置)
	第10条(特例経過措置受給権者に係る遺族給付金の支給要件に関する経過措置)
	第11条(特例経過措置受給権者に係る遺族給付金の額に関する経過措置)

[附則別表第A](#)[附則別表第B](#)[附則別表第C](#)[附則別表第D](#)

別表第1	実施事業所の名称及び所在地
別表第2	選挙区及び代議員数
別表第3-1	社員を定義する就業規則
別表第3-2	休職を定義する就業規則
別表第3-3	試用期間並びに、普通科養成員、技養生、技訓生及び臨時員として実施事業所に使用された期間(以下「試用期間等」という。)を定義する就業規則
別表第3-4	初任年金ポイント及び年金ポイントを規定する年金算定基礎等取扱規則
別表第3-5	移行時クレジット及び出向等満了時クレジットを規定する移行時クレジット等取扱規則
別表第3-6	退職事由
別表第3-7	拠出クレジット付与日
別表第3-8	給付の制限に該当する事由を定義する就業規則
別表第4	最低保証利率別の確定年金現価率
別表第5	支給開始年齢別乗率
別表第6	最低保証利率及び残存保証期間別の一時金換算率
別表第7	退職事由別乗率表

昭和電工マテリアルズ企業年金基金規約

第1章 総 則

(目的)

第1条 この企業年金基金（以下「基金」という。）は、確定給付企業年金法（平成13年法律第50号。以下「法」という。）に基づき、基金の加入者等の老齢、死亡又は脱退について給付を行い、もって加入者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この基金は、昭和電工マテリアルズ企業年金基金という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

東京都千代田区丸の内一丁目9番2号

(実施事業所の名称及び所在地)

第4条 この基金の実施事業所の名称及び所在地は、別表第1のとおりとする。

(公告の方法)

第5条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 確定給付企業年金法施行令（平成13年政令第424号。以下「令」という。）第8条、第9条、第54条、第58条、第59条及び第63条第2項の規定に基づく公告は、前項の規定によるほか、官報に掲載して行う。

第2章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第6条 この基金に代議員会を置く。

2 代議員会は、代議員をもって組織する。

3 代議員会は、代議員の求めに応じてテレビ会議システムを用いて行う。

(定数)

第7条 この基金の代議員会の代議員の定数は、24人とし、その半数は、実施事業所の事業主（以下「事業主」という。）において事業主（その代理人を含む。）及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入者において互選する。

(任期)

第8条 代議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選定又は互選の日から起算する。ただし、選定又は互選が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(互選代議員の選挙区及び代議員数)

第9条 加入者において互選する代議員（以下「互選代議員」という。）の選挙は、各選挙区ごとに行う。

2 前項の選挙区及び選挙区ごとに選挙する互選代議員の数は、別表第2のとおりとする。

(互選代議員の選挙期日)

第10条 互選代議員の任期満了による選挙は、互選代議員の任期が終る日の前30日以内に行う。ただし、特別の事情がある場合には、互選代議員の任期が終る日の後15日以内に行うことができる。

2 互選代議員に欠員を生じたときに行う補欠選挙の期日については、前項の規定を準用する。

3 前2項の規定による選挙の期日は、20日前までに公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙の方法)

第11条 互選代議員は、単記無記名投票により選挙する。ただし、代議員候補者の数が選挙すべき代議員の数を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、加入者1人について1票とする。

(当選人)

第12条 選挙の結果、各選挙区において最多数の投票を得た者をもって当選人とする。

ただし、各選挙区内の互選代議員の数をもって有効投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、同項ただし書の互選代議員候補者をもって当選人とする。

3 理事長は、当選人が決ったときは、当選人の氏名及び所属する実施事業所の名称を公告しなければならない。

4 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(互選代議員の選挙執行規程)

第13条 この規約に定めるもののほか、互選代議員の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(選定代議員の選定)

第14条 事業主において選定する代議員(以下「選定代議員」という。)の任期満了による選定は、互選代議員の選挙の日に行う。

- 2 選定代議員に欠員を生じたときは、事業主は、速やかに補欠の選定代議員を選定しなければならない。
- 3 第2項の規定による選定は、事業主が、事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者の中から、合議によって行うものとする。
- 4 事業主は、選定代議員を選定したときは、選定代議員の氏名及び所属する実施事業所の名称を文書で理事長に通知しなければならない。
- 5 前項の通知があったときは、理事長は直ちに通知のあった事項を公告しなければならない。
- 6 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(通常代議員会)

第15条 通常代議員会は、毎年2月及び7月に招集する。

(臨時代議員会)

第16条 理事長は必要があるときは、いつでも臨時に代議員会を招集することができる。

- 2 理事長は、代議員の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

(代議員会の招集手続)

第17条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公告しなければならない。

- 2 前項の規定による公告の方法は、第5条第1項の規定を準用する。

(定足数)

第18条 代議員会は、代議員の定数(第20条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。)の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 代議員会に出席することのできない代議員は、前条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権又は選挙権を行使することができる。ただし、代議員会の開会の日の前日までに基金に到着した書面に限る。

(代議員会の議事)

第19条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席した代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 規約の変更(確定給付企業年金法施行規則(平成14年厚生労働省令第22号。以下「規則」という。)第15条各号に規定する事項の変更を除く。)の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

3 代議員会においては、第17条の規定により、あらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

4 第6条第3項の規定によりテレビ会議システムを活用する場合であって、当該システムが正常に稼働しない事象(以下この項において「システム異常事象」という。)が発生したことにより代議員会の議事に参加できなくなった代議員が生じたときは、次の各号に掲げる状況に応じて当該各号に規定する取扱いとする。

(1) 議事が始まる前にシステム異常事象が発生したとき

議事に参加できなくなった代議員の同意を得て当該代議員を欠席者とみなして議事を開始する。ただし、当該同意が得られない場合は、代議員会は成立しないものとする。

(2) 議事の審議中にシステム異常事象が発生したとき

システム異常事象が発生する前の議事については有効に成立したものとし、システム異常事象の発生以降の議事については、前号の規定を準用する。

(代議員の除斥)

第20条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることはできない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

(代理)

第21条 代議員会の代理出席は、選定代議員にあつては代議員会に出席する他の選定代議員によって、互選代議員にあつては代議員会に出席する他の互選代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、5人以上の代議員を代理することができない。

(代議員会の議決事項)

第22条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

(1) 規約の変更

(2) 役員解任

(3) 毎事業年度の予算

(4) 毎事業年度の事業報告及び決算

(5) 借入金の借入れ

(6) その他重要な事項

(会議録)

第23条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1)開会の日時及び場所（テレビ会議システムを活用した場合にはその方法を含む。）
- (2)代議員の定数
- (3)出席した代議員の氏名（テレビ会議システムにより出席した代議員についてはその旨を含む。）、第18条第2項の規定により書面により議決権又は選挙権を行使した代議員の氏名及び第21条の規定により代理された代議員の氏名
- (4)議事の経過の要領
- (5)議決した事項及び可否の数
- (6)その他必要な事項

2 会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。

3 基金は、会議録を基金の事務所に備え付けておかなければならない。

4 加入者及び加入者であった者は、基金に対し、会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第24条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(役員)

第25条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数及び選任)

第26条 理事の定数は、8人とし、その半数は、選定代議員において、他の半数は互選代議員において、それぞれ互選する。

2 理事のうち1人を理事長とし、選定代議員である理事のうちから、理事が選挙する。

3 理事のうち1人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

4 理事のうち1人を給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

5 監事は、代議員会において、選定代議員及び互選代議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

6 役員が任期の途中で辞任した場合又は第28条の規定により解任された場合は、補欠の

役員を選任する。

(役員任期)

第27条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員解任)

第28条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。ただし、その役員に対し、代議員会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- (3) 理事にあつては、第37条の規定に違反したとき

(役員選挙執行規程)

第29条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第30条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第31条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の3分の1以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、緊急を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して5日前までに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第32条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- (2) 令第12条第4項の規定による理事長の専決処分
- (3) 事業運営の具体的方針

(4) 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任

(理事会の議事)

第33条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決をすることができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、第31条第3項の規定によりあらかじめ通知のあった事項について、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第34条 理事会の会議録については、第23条第1項から第3項までの規定を準用する。

(役員職務)

第35条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、選定代議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

- 2 理事長は別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事に委任することができる。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するほか、前項により理事長から委任を受けた業務を行う。
- 4 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。
- 6 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第23条の規定により理事長が代表権を有しない事項について、監事2名がこの基金を代表する。
- 7 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事の義務及び損害賠償責任)

第36条 理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣又は地方厚生局長の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

- 2 理事は、積立金の管理及び運用に関する基金の業務についてその任務を怠ったときは、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為)

第37条 理事は、自己又はこの基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の管理及び運用の適正を害する行為をしてはならない。

(職員)

第38条 この基金の職員は、理事長が任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員の給与、旅費、その他職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 加入者

(加入者)

第39条 基金の加入者は、実施事業所に使用される厚生年金保険の被保険者（法第2条第3項に規定する厚生年金保険の被保険者をいう。）のうち、使用される実施事業所に応じて別表第3-1に定める就業に関する規程（以下、就業規則という。）に規定する社員（以下「従業者」という。）とする。

(資格取得の時期)

第40条 従業者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日に、加入者の資格を取得する。

- (1) 基金の実施事業所に使用されるに至った日（当該使用されるに至った日において従業者でない場合にあつては従業者となった日。以下同じ。）
- (2) 使用される実施事業所に応じて別表第3-2に定める就業規則に規定する公職就任による休職（以下「休職」という。）期間が終了した日の翌日

(資格喪失の時期)

第41条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日に、加入者の資格を喪失する。

- (1) 死亡したとき
- (2) 実施事業所に使用されなくなったとき
- (3) 実施事業所の従業者でなくなったとき
- (4) 使用される事業所が、実施事業所でなくなったとき
- (5) 60歳に達した日の属する月の末日
- (6) 休職となったとき

(加入者期間の計算)

第42条 加入者である期間（以下「加入者期間」という。）を計算する場合には、月によるものとし、加入者の資格を取得した日の属する月から加入者の資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

2 加入者の資格を喪失した後に、再びこの制度の加入者の資格を取得した者（以下「再加入者」という。）については、次に掲げる者を除き、前後の加入者期間を合算する

ものとする。

- (1) 再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の全部又は一部を支給された者
- (2) 再加入者となる前の加入者期間に係る老齢給付金の全部又は一部を支給された者
- (3) 再加入者となる前の加入者期間に係る脱退一時金の額に相当する額（以下「脱退一時金相当額」という。）が第92条の3から第92条の6までのいずれかの規定に基づき移換された者

3 基金の加入者の資格を取得する前に、別表第3-3に定める就業規則に規定する試用期間並びに普通科養成員、技養生、技訓生及び臨時員として実施事業所に使用された期間がある場合は、当該期間を第1項の規定に基づき計算した加入者期間に合算するものとする。

4 前項の規程に基づき加入者期間に合算する加入者の資格を取得する前の期間の計算は、第1項の規程による加入者期間の計算の例によるものとする。

第5章 基準給与及び標準給与

（基準給与）

第43条 基金の給付の額の算定の基礎となる基準給与は、実施事業所に応じて別表第3-4に定める年金算定基礎等取扱規則に規定する初任第1年金ポイントに年金ポイント単価を乗じて得た額（以下「第1初任クレジット」という。）、初任第2年金ポイントに年金ポイント単価を乗じて得た額（以下「第2初任クレジット」という。）、第1年金ポイントに年金ポイント単価を乗じて得た額（以下「第1拠出クレジット」という。）並びに第2年金ポイントに年金ポイント単価を乗じて得た額（以下「第2拠出クレジット」という。）とする。

2 前項の、年金ポイント単価は100円とする。

（第1仮想個人口座残高）

第44条 次の各項の規定に基づき付与される、第1初任クレジット、第1拠出クレジット及び第1利息クレジットの合計額に退職事由（別表第3-6に定める退職事由をいう。以下同じ）に応じて別表第7に定める率を乗じて得た額を第1仮想個人口座残高とする。

2 第1初任クレジットは、加入者の資格を取得した日（以下「初任クレジット付与日」という。）に付与する。

3 第1拠出クレジットは、初任クレジット付与日の属する月の翌月以降加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの間に到来する実施事業所に応じて別表3-7に定める日（以下「拠出クレジット付与日」という。）に付与する。

4 第1利息クレジットは、次の各号に規定する日（以下「第1利息クレジット付与日」という。）に付与する。

(1) 初任クレジット付与日の属する月の翌月以降、加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの各拠出クレジット付与日

- (2) 加入者の資格を喪失した日
- (3) 第58条又は第63条の規定に基づき、老齢給付金のうち第1年金額相当分又は第1脱退一時金の支給の繰下げを申し出た場合においては、加入者の資格を喪失した日の翌日以降、支給の繰下げが終了した日までの間に到来する各4月1日
- (4) 支給の繰下げが終了した日。死亡により支給の繰下げが終了する場合にあっては死亡日
- 5 第1利息クレジットは、第1利息クレジット付与日時点において、次の算式により算出される金額とし、算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入し円単位とする。

$$A1 \times \{ (1 + B1)^{C1/12} - 1 \}$$

ただし、直前の第1利息クレジット付与日以降、再評価率に変更があった場合は、次の算式とする。

$$A1 \times \{ (1 + B1)^{C1/12} \times (1 + B2)^{C2/12} - 1 \}$$

A1：直前の第1利息クレジット付与日（初回の第1利息クレジット付与日においては「初任クレジット付与日」に読み替えるものとする。以下同じ。）における第1仮想個人口座残高

B1：直前の第1利息クレジット付与日における再評価率

B2：第1利息クレジット付与日における再評価率

C1：直前の第1利息クレジット付与日の属する月から第1利息クレジット付与日の属する月の前月（前項第4号に該当する場合は当月）までのうち再評価率がB1であった月数

C2：直前の第1利息クレジット付与日の属する月から第1利息クレジット付与日の属する月の前月（前項第4号に該当する場合は当月）までのうち再評価率がB2であった月数

（第2仮想個人口座残高）

第44条の2 次の各項の規定に基づき付与される、第2初任クレジット、第2拠出クレジット及び第2利息クレジットの合計額に退職事由に応じて別表第7に定める率を乗じて得た額を第2仮想個人口座残高とする。

- 2 第2初任クレジットは、第1初任クレジット付与日に付与する。
- 3 第2拠出クレジットは、第1初任クレジット付与日の属する月の翌月以降加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの間に到来する拠出クレジット付与日に付与する。
- 4 第2利息クレジットは、次の各号に規定する日（以下「第2利息クレジット付与日」という。）に付与する。
- (1) 初任クレジット付与日の属する月の翌月以降、加入者の資格を喪失した日の前日の属する月までの各拠出クレジット付与日
- (2) 加入者の資格を喪失した日
- (3) 第58条又は第63条の規定に基づき、老齢給付金のうち第2年金額相当分又は第2脱退一時金の支給の繰下げを申し出た場合においては、加入者の資格を喪失した日の翌

日以降、支給の繰下げが終了した日までの間に到来する各4月1日

(4) 支給の繰下げが終了した日。死亡により支給の繰下げが終了する場合にあっては死亡日

5 第2利息クレジットは、第2利息クレジット付与日時点において、次の算式により算出される金額とし、算出した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入し円単位とする。

$$a1 \times \{ (1 + b1)^{c1/12} - 1 \}$$

ただし、直前の第2利息クレジット付与日以降、再評価率に変更があった場合は、次の算式とする。

$$a1 \times \{ (1 + b1)^{c1/12} \times (1 + b2)^{c2/12} - 1 \}$$

a1：直前の第2利息クレジット付与日（初回の第2利息クレジット付与日においては「初任クレジット付与日」に読み替えるものとする。以下同じ。）における第2仮想個人口座残高

b1：直前の第2利息クレジット付与日における再評価率

b2：第2利息クレジット付与日における再評価率

c1：直前の第2利息クレジット付与日の属する月から第2利息クレジット付与日の属する月の前月（前項第4号に該当する場合は当月）までのうち再評価率がb1であった月数

c2：直前の第2利息クレジット付与日の属する月から第2利息クレジット付与日の属する月の前月（前項第4号に該当する場合は当月）までのうち再評価率がb2であった月数

(再評価率)

第44条の3 第44条第5項及び第44条の2第5項の再評価率は、事業年度ごとに、その年度の初日の属する年の前1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値（小数点以下第2位を四捨五入）とする。

2 前項の規定にかかわらず、再評価率が4.5%を上回る場合にあっては4.5%とし、1.5%又は規則第43条第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める率のいずれか高い率（以下「最低保証利率」という。）を下回る場合にあっては最低保証利率とする。

(標準給与)

第45条 基金の掛金の算定の基礎となる標準給与は、第1拠出クレジットと第2拠出クレジット（初任クレジット付与日以後最初に到来する拠出クレジット付与日を迎えていない者については、初任クレジット付与日現在の加入者の職群等級等に応じた、実施事業所に応じて別表第3-4に定める年金算定基礎等取扱規則に規定する第1年金ポイントに年金ポイント単価を乗じて得た額並びに第2年金ポイントに年金ポイント単価を乗じて得た額）の合計額とする。

第6章 給付

第1節 給付の通則

(給付の種類)

第46条 基金による給付は、次のとおりとする。

- (1) 老齢給付金
- (2) 脱退一時金
- (3) 遺族給付金

(裁定)

第47条 給付を受ける権利（以下「受給権」という。）は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、基金が裁定する。

2 基金は、前項の規定による裁定の内容に基づき、その請求をした者に給付の支給を行う。

3 受給権者は、第1項の裁定の請求を行う場合は、裁定の請求の書類に生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍の抄本その他生年月日を証する書類を添付して基金に提出しなければならない。

4 遺族給付金の請求に当たっては、裁定の請求の書類に次の各号に掲げる書類を添付して基金に提出しなければならない。

(1) 請求者が配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子(給付対象者の死亡の当時胎児であった子が出生したときは、当該子を含む。以下同じ。)、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合

死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を証する書類)その他当該事実を証する書類

(2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合

請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

5 第53条に規定する未支給の給付の請求にあたっては、その請求者は、裁定の請求の書類に次の各号に定める書類を添付して基金に提出しなければならない。ただし、死亡した受給権者が死亡前に給付の請求をしていなかった場合は、第3項に定める請求書を併せて提出しなければならない。

(1) 請求者が配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の場合

死亡した者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書又は戸籍の抄本(請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡した者と死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情であった者であるときは、その事実を証する書類)その他当

該事実を証する書類

(2) 請求者が死亡した受給権者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族の場合

請求者が死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類

6 第59条第1項各号に該当し、年金に代えて一時金の支給を受けようとする場合、当該受給権者は、同項各号に規定する特別な事情があることを証する書類を提出しなければならない。

(標準年金額)

第48条 第1標準年金額は、事業年度ごとに計算するものとし、最終第1仮想個人口座残高を当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第4に定める20年確定年金現価率で除して得た額とする。

2 第2標準年金額は、事業年度ごとに計算するものとし、最終第2仮想個人口座残高を当該事業年度の最低保証利率に応じ別表第4に定める5年確定年金現価率で除して得た額とする。

(端数処理)

第49条 給付のうち年金として支給されるもの（以下「年金給付」という。）の年額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げ、給付のうち一時金として支給されるもの（以下「一時金給付」という。）の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

(支給期間)

第50条 年金給付の支給は、その支給要件を満たした日の属する月の翌月から始め、権利が消滅した日の属する月で終わるものとする。

(支払日及び支払方法)

第51条 年金給付の支払期月は、2月、4月、6月、8月、10月及び12月各1日（金融機関が非営業日である場合はその直後の営業日）の年6回とし、それぞれの支払月にその前月までの分をまとめて支払う。なお、各期支払額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。

2 一時金給付は、請求手続終了後1ヶ月以内に支払う。

3 前項の規定にかかわらず、第59条に規定する一時金のうち老齢給付金の受給権者が老齢給付金の裁定を受けるときに申し出た場合の一時金は、老齢給付金の支給要件を満たした日の属する月の翌月の末日までに支払う。

4 前3項の給付の支払は、あらかじめ加入者、加入者であった者又はその遺族が指定した金融機関の口座に、基金から振り込むことによって行う。

(給付の制限)

第52条 故意の犯罪行為により給付対象者を死亡させた者及び給付対象者の死亡前に、その者の死亡によって遺族給付金を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者については、遺族給付金を支給しない。

- 2 受給権者が、正当な理由がなくて法第98条の規定による書類その他物件の提出の求めに応じない場合は、給付の全部又は一部を行わない。
- 3 加入者又は加入者であった者が、次の各号に定めるその責めに帰すべき重大な理由により実施事業所に応じて別表3-8に定める就業規則に規定する諭旨解雇及び懲戒解雇に処され、実施事業所に使用されなくなった場合には、給付の全部を行わない。
 - (1) 窃取、横領、傷害その他刑罰法規に触れる行為により、実施事業所の事業主に重大な損害を加え、その名誉若しくは信用を著しく失墜させ、又は実施事業所の規律を著しく乱したこと
 - (2) 秘密の漏えいその他の行為により職務上の義務に著しく違反したこと
 - (3) 正当な理由がない欠勤その他の行為により実施事業所の規律を乱したこと又は実施事業所の事業主との雇用契約に関し著しく信義に反する行為があったこと
- 4 実施事業所の事業主からの通知により、加入者であった者が実施事業所に使用されなくなった後に前項に該当していたことが明らかとなったときは、給付の全部又は一部を行わない。

(未支給の給付)

第53条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだ支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹又はその者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたその他の親族は、自己の名で、その未支給の給付を請求することができる。

- 2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。
- 3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、第1項に規定する順位による。
- 4 未支給の給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全部につきしたものとみなし、その1人に対して行った給付は、全員に対して行ったものとみなす。

(時効)

第54条 受給権の消滅時効については民法（明治29年4月27日法律第89号）の規定を適用する。

(譲渡担保の禁止等)

第55条 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

第2節 老齢給付金

(支給要件)

第56条 基金の加入者又は加入者であった者が次の第1号及び第3号のいずれにも該当することとなったとき又は第2号及び第3号のいずれにも該当することとなったときは、第3号に該当した日の属する月の翌月から老齢給付金として第1年金及び第2年金を支給する。

- (1) 加入者期間1ヶ月以上で別表第3-6に定める退職事由のうち会社都合退職により実施事業所に使用されなくなったとき
- (2) 加入者期間15年に達したとき（前号に定める場合を除く。）
- (3) 50歳以上で実施事業所に使用されなくなったとき又は60歳に達したとき

(年金額)

第57条 年金として支給する老齢給付金（次条の規定によりその支給を繰り下げた場合を含む。）の額は、次の第1号に定める第1年金額と第2号に定める第2年金額の合計額とする。ただし、支給開始後5年を経過した月以降の老齢給付金の額は、第1年金額とする。

- (1) 第1年金額は、事業年度毎に計算される第1標準年金額を老齢給付金の支給開始時の年齢に応じ別表第5に定める率で除して得た額とする。
- (2) 第2年金額は、事業年度毎に計算される第2標準年金額とする。

2 指標利率が事業年度の初日において最低保証利率を上回った場合、当該事業年度の第1年金額及び第2年金額は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次の各号に定める額に改定する。

(1) 第1年金額

当該事業年度の指標利率に応じ別表第4に定める20年確定年金現価率で最終第1仮想個人口座残高を除いて得た額を老齢給付金の支給開始時の年齢に応じ別表第5に定める率で除して得た額を計算し、その額が前項第1号により計算された額を上回る場合は、当該上回る額を前項第1号により計算された額に加算した額

(2) 第2年金額

当該事業年度の指標利率に応じ別表第4に定める5年確定年金現価率で最終第2仮想個人口座残高を除いて得た額を計算し、その額が前項第2号により計算された額を上回る場合は、当該上回る額を前項第2号により計算された額に加算した額

3 前項の指標利率は、事業年度ごとに改定するものとし、その年度の初日の属する年の前1年間に発行された10年国債の応募者利回りの平均値（小数点以下第2位を四捨五入）とする。

4 前項の規定にかかわらず、指標利率が5.0%を上回る場合にあっては5.0%とする。

(支給の繰下げ)

第58条 老齢給付金の受給権者であつて、老齢給付金の裁定を受けていない者は、第1年金額相当部分、第2年金額相当部分のそれぞれについて、支給の繰下げを申し出ることができる。この場合、その者が65歳に達するまでの間に支給の繰下げを終了しなければならない。

2 前項の規定により繰下げを申し出たときは、第56条の規定にかかわらず、支給の繰下げが終了する日の属する月の翌月から当該老齢給付金を支給する。

(年金に代えて支給する一時金)

第59条 老齢給付金の受給権者は、老齢給付金の裁定を受けるとき、又は次の各号に掲げる事由に該当する場合であつて、年金として支給する老齢給付金を受けてから第1年金額に相当する部分については20年、第2年金額に相当する部分については5年を経過する日までの間、その者の申出により、年金に代えて一時金を受けることができる。

- (1) 受給権者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと
- (2) 受給権者がその債務を弁済することが困難であること
- (3) 受給権者が心身に重大な障害を受け、又は長期間入院したこと
- (4) その他前各号に準ずる事情

2 老齢給付金の裁定を受けるときに一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、次に定める額とする。

- (1) 第1年金額に相当する部分については、最終第1仮想個人口座残高
- (2) 第2年金額に相当する部分については、最終第2仮想個人口座残高

3 年金として支給する老齢給付金を受けてから一時金選択を申し出た場合の一時金給付の額は、次に定める額とする。

- (1) 第1年金額に相当する部分については、選択時の第1標準年金額に選択時の最低保証利率及び残存保証期間（20年から第1年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第6に定める一時金換算率を乗じて得た額
- (2) 第2年金額に相当する部分については、選択時の第2標準年金額に選択時の最低保証利率及び残存保証期間（5年から第2年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第6に定める一時金換算率を乗じて得た額

(失権)

第60条 老齢給付金の受給権は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは消滅する。

- (1) 受給権者が死亡したとき
- (2) 老齢給付金の全部を一時金として支給されたとき

第3節 脱退一時金

(支給要件)

第61条 加入者が次のいずれかに該当した場合にあっては、脱退一時金を支給する。

- (1) 加入者期間15年未満である者が、会社都合退職以外の事由により加入者の資格を喪失したとき（死亡による資格喪失を除く。以下、本条において同じ。）
- (2) 加入者期間1ヶ月以上である者が、第56条第1項第3号に該当することなく会社都合退職により加入者の資格を喪失したとき
- (3) 加入者期間15年以上である者が、第56条第1項第3号に該当することなく会社都合退職以外の事由により加入者の資格を喪失したとき

(一時金額)

第62条 脱退一時金の額は、次の第1号に定める第1脱退一時金額と第2号に定める第2脱退一時金額の合計額とする。

- (1) 第1脱退一時金額 最終第1仮想個人口座残高
- (2) 第2脱退一時金額 最終第2仮想個人口座残高

(支給の繰下げ及び支給の方法)

第63条 第41条第6号の事由により第61条第1項第1号に該当した者又は第61条第1項第2号又は第3号に該当した者は、60歳に達するまでの間、第1脱退一時金額に相当する部分、第2脱退一時金額に相当する部分のそれぞれについて支給の繰下げを申し出ることができる。ただし、当該申出を行う前に既に脱退一時金の支給を受けている部分は除くものとする。

2 前項の規定により脱退一時金の支給の繰下げを行った場合の脱退一時金の額は、次に定める額とする。

- (1) 第1脱退一時金の額に相当する部分については、最終第1仮想個人口座残高
- (2) 第2脱退一時金の額に相当する部分については、最終第2仮想個人口座残高

(支給の効果)

第64条 脱退一時金の支給を受けたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、支給要件の判定及び計算の基礎となる加入者期間に算入しないものとする。

2 脱退一時金相当額が第92条の3から第92条の6までのいずれかの規定に基づき移換されたときは、その額の計算の基礎となった加入者であった期間は、加入者期間に算入しないものとする。

(失権)

第65条 脱退一時金の受給権は、次の各号のいずれかに該当したときは消滅する。

- (1) 脱退一時金の全部の支給を受けたとき
- (2) 脱退一時金の受給権者が死亡したとき

- (3) 脱退一時金の受給権者が老齢給付金の受給権を取得したとき
- (4) 加入者の資格を取得したとき

第4節 遺族給付金

(支給要件)

第66条 基金の加入者又は加入者であった者が、次のいずれかに該当した場合には、その者の遺族に遺族給付金を一時金として支給する。

- (1) 加入者が死亡したとき
- (2) 第63条第1項の規定により脱退一時金の繰下げの申出をしている者が死亡したとき
- (3) 老齢給付金の支給の繰下げの申出を行っている者が死亡したとき
- (4) 老齢給付金の受給権者（老齢給付金の支給の繰下げの申出を行っている者を除く。）であって、支給開始後第1年金に相当する部分については20年、第2年金に相当する部分については5年を経過していない者が死亡したとき

(遺族の範囲及び順位)

第67条 前条の遺族は次に掲げる者とし、その順位は次の各号の順位とする。ただし、同順位の者が2名以上となる場合には、その1人のした請求は、同順位の者全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。

- (1) 配偶者
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族
- 2 前項に規定する遺族が次に掲げる状態になった場合は、遺族ではなくなるものとする。
- (1) 配偶者が婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき
 - (2) 前項第1号及び第2号に掲げる者が直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となったとき又は離縁により給付対象者との親族関係が終了したとき

(一時金額)

第68条 第66条第1号、第2号及び第3号の一時金額は、最終第1仮想個人口座残高及び最終第2個人口座残高の合計額とする。

- 2 第66条第4号の一時金額は、死亡時の第1標準年金額に死亡時の最低保証利率及び残存保証期間（20年から第1年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第6に定める一時金換算率を乗じて得た額と、死亡時の第2標準年金額に死亡時の最低保証利率及び残存保証期間（5年から第2年金額に相当する部分の支給を受けた期間を控除した期間をいう。）に応じて別表第6に定める一時金換算率

を乗じて得た額を合算した額とする。

第7章 掛金

(掛金)

第69条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、給付の額の計算の基礎となる各月につき掛金を拠出する。

(標準掛金)

第70条 掛金のうち、標準掛金は、実施事業所毎の加入者の標準給与総額に、36.1%を乗じて得た額を合算した額とする。

(特別掛金)

第71条 掛金のうち、特別掛金は、過去勤務債務の額を平成30年4月から遅くとも8年2ヶ月で償却するための額として、年額976,956千円以上1,535,847千円以下とする。

2 令和4年度の特別掛金の総額は、976,956千円とし、特別掛金の月額は、81,413千円とする。

3 前項に定める特別掛金の月額の実施事業所毎の負担額は、次の算式により算定する。

$$\text{特別掛金の月額} \times \frac{\text{実施事業所の標準給与総額}}{\text{標準給与総額}}$$

(千円未満は切り上げて千円単位とする。)

(事務費掛金)

第71条の2 基金の業務委託費又は基金の業務の執行に要する費用に充てるための事務費掛金は、実施事業所毎の加入者数に500円を乗じて得た額を合算した額とする。

(掛金の負担)

第72条 事業主は、掛金の全額を負担する。

(掛金の納付期限)

第73条 事業主は、各月末日現在で計算された掛金を翌月の末日までに基金に納付するものとする。

(財政再計算)

第74条 基金は、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、5年毎に事業年度末日を基準日として掛金の額の再計算を行うものとする。

2 基金は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他規則第50

条に定める場合は、掛金の額の再計算を行うものとする。

第75条 削除

(積立金の額の評価)

第76条 基金の掛金の額を計算する場合の積立金の額は、時価で評価するものとする。

第8章 積立金の積立て及び運用

(継続基準の財政検証)

第77条 基金は、毎事業年度末日の決算において積立金の額が責任準備金の額から許容繰越不足金を控除した額を下回る場合には、掛金の額を再計算するものとする。

- 2 前項の許容繰越不足金は、当該事業年度末日における責任準備金の額に100分の15を乗じて得た額とする。

(非継続基準の財政検証)

第78条 事業主は、毎事業年度末日の決算において積立金の額が最低積立基準額を下回る場合には、規則第58条の規定に基づき必要な額を掛金として拠出するものとする。

- 2 前項に定める最低積立基準額は、加入者及び加入者であった者の当該事業年度の末日（以下この条において「基準日」という。）までの加入者期間に係る最低保全給付の現価の合計額とする。ただし、現価の計算に用いる再評価率は、基準日の過去5年における指標利率の実績値の平均を用いて算定した率とする。
- 3 前項に定める最低保全給付は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 基準日において年金給付の支給を受けている者
当該年金給付
 - (2) 基準日において、老齢給付金の支給の繰下げの申出をしている者
その者が基準日において老齢給付金の支給を請求するとした場合に支給される年金給付
 - (3) 基準日において、老齢給付金の支給要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者
その者が老齢給付金支給開始要件を満たしたときに年金として支給される老齢給付金
 - (4) 基準日において加入者である者のうち、基準日の翌日に加入者の資格を喪失した場合に老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たす者
標準的な退職年齢に達した日（基準日における年齢がこの年齢以上の場合にあっては基準日の翌日。以下「標準資格喪失日」という。）に加入者の資格を喪失したとし

た場合に支給されることとなる老齢給付金に、次の按分率を乗じて得た額

按分率＝A／B

A 基準日時点の第1仮想個人口座残高と第2仮想個人口座残高の合計額

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合の第1仮想個人口座残高と第2仮想個人口座残高の合計額（基準日時点の基準給与及び指標による仮想個人口座残高とする。）

(5) 基準日において加入者である者のうち、前号に定める者以外の者

標準資格喪失日に加入者の資格を喪失したとした場合に支給されることとなる脱退一時金に、次の按分率を乗じて得た額

按分率＝A／B

A 基準日時点の第1仮想個人口座残高と第2仮想個人口座残高の合計額

B 標準資格喪失日に加入者の資格を喪失した場合の第1仮想個人口座残高と第2仮想個人口座残高の合計額（基準日時点の基準給与及び指標による仮想個人口座残高とする。）

4 前項第4号に規定する標準的な退職年齢は60歳とする。

(臨時掛金)

第79条 事業年度中において積立金の額が零になることが見込まれる場合にあっては、事業主は、当該事業年度中における給付に関する事業に要する費用に充てるため必要な額を掛金として拠出するものとする。

2 前項の掛金は、全額事業主が負担する。

第9章 積立金の運用及び業務の委託

(基金資産運用契約)

第80条 基金は、法第66条第1項の規定に基づき、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、基金を受益者とする年金信託契約を信託会社と、基金を保険金受取人とする生命保険契約を生命保険会社と、基金を共済金受取人とする生命共済契約を農業協同組合連合会、投資一任契約を金融商品取引業者とそれぞれ締結するものとする。

2 基金は、前項の規定による投資一任契約を締結する場合においては、法第66条第2項の規定に基づき、基金は、基金を受益者とする年金特定信託契約を信託会社と締結するものとする。

3 第1項の信託契約の内容は、令第40条第1項及び規則第71条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき支払金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。

(2) 信託金と支払金は相殺しないものであること。

4 第1項の生命保険契約又は生命共済契約の内容は、令第41条並びに規則第72条及び第73条に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

(1) 基金に支払うべき保険金又は共済金は、加入者若しくは加入者であった者又はこれらの者の遺族が、この規約に定める給付を受けることができるときに支払うものであること。

(2) 保険料又は共済掛金と保険金又は共済金とは相殺しないものであること。

5 第1項の投資一任契約の内容は、令第41条に規定するものでなければならない。

6 第2項の年金特定信託契約の内容は、令第40条第2項に規定するもののほか、第3項の規定を準用する。

(運用管理規程)

第81条 前条の契約に係る次の事項は、運用管理規程において定めるものとする。

(1) 基金資産運用契約の相手方（以下「運用受託機関」という。）の名称

(2) 信託金、保険料又は共済掛金の払込割合

(3) 支払金、保険金又は共済金の負担割合

(4) 掛金の払込及び給付費等の負担の取りまとめを行う運用受託機関

(5) 資産額の変更の手続き

(6) 第4項に規定する積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるもの

2 運用管理規程の策定は、代議員会の議決を経て決定する。また、前項第1号及び第6号に規定する事項を変更する場合においても同様とする。

3 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更は、理事会の議決を経て決定する。

4 第1項第2号から第5号までに規定する事項の変更であって、積立金の安全かつ効率的な運用のために必要と認められるものとして運用管理規程で定める場合においては、前項の規定にかかわらず、理事長の専決をもって決定することができる。

5 理事長は、前2項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を得なければならない。

(積立金の運用)

第82条 基金は、積立金の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用指針)

第83条 基金は、積立金の運用に関する基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 基金は、前項に規定する運用の基本方針と統合的な運用指針を作成し、運用受託機関に交付しなければならない。ただし、年金特定信託契約、生命保険一般勘定契約及び生命共済一般勘定契約の相手方である運用受託機関を除く。

(分散投資義務)

第84条 基金は、積立金を特定の運用方法に集中しない方法により運用しなければならない

い。

(政策的資産構成割合)

第85条 基金は、長期にわたり維持すべき資産の構成割合を適切な方法により定めなければならない。

2 基金は、前項の資産の構成割合の決定及び維持に関し、専門的知識及び経験を有する職員を置かねばならない。

(資産状況の確認)

第86条 基金は、少なくとも毎事業年度ごとに、運用資産を時価により評価し、その構成割合を確認しなければならない。

(基金資産運用契約に基づく権利の譲渡等の禁止)

第87条 基金は、基金資産運用契約に基づく権利を譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(業務の委託)

第88条 基金は、三菱UFJ信託銀行株式会社に次に掲げる事務を委託する。

- (1) 年金数理に関する事務
- (2) 給付金の支払に関する事務
- (3) 年金受給待期者及び年金受給者の記録管理に関する事務
- (4) 掛金額計算事務
- (5) 給付額計算事務

2 基金は、前項に規定する業務のほか、企業年金連合会に、給付の支給を行うために必要となる加入者等に関する情報の収集、整理又は分析に関する業務を委託することができる。

第10章 解散及び清算

(解散)

第89条 この基金は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合に解散する。

- (1) 法第85条第1項の認可があったとき
- (2) 法第102条第6項の規定による基金の解散の命令があったとき

(解散時の掛金の一括拠出)

第90条 基金が解散する場合において、当該解散する日の積立金の額が、当該解散する日を事業年度の末日とみなして算定した最低積立基準額を下回るときは、事業主は当該下回る額を掛金として一括拠出するものとする。

(支給義務の消滅)

第91条 基金は、基金が解散したときは、この基金の加入者であった者に係る給付の支給に関する義務を免れる。ただし、解散した日までに支給すべきであった給付でまだ支給していないものの支給に関する義務についてはこの限りでない。

(残余財産の分配)

第92条 この基金が解散した場合に、残余財産があるときは、清算人は、これを解散した日において、基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「終了制度加入者等」という。）に分配しなければならない。

2 前項の分配は、終了した日において算定した、各終了制度加入者等に係る最低積立基準額に基づき行うものとし、その分配額は、次に定めるところにより算定するものとする。

残余財産の額に、次のアに掲げる額をイに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

ア 各々の終了制度加入者等の最低積立基準額

イ すべての終了制度加入者等に係る最低積立基準額の総額

3 第1項の規定により残余財産を分配する場合においては、終了制度加入者等に、その全額を支払うものとし、当該残余財産を事業主に引き渡してはならない。

第10章の2 年金通算

第1節 脱退一時金相当額の移換

(中途脱退者の選択)

第92条の2 この基金は、中途脱退者（第61条に該当する者をいう。以下同じ。）に対し、次の各号のいずれかを選択させ、その選択に従い、当該中途脱退者の脱退一時金の支給若しくは支給の繰下げ又は脱退一時金相当額の移換を行う。

(1) 速やかに脱退一時金を受給すること。

(2) 速やかに第92条の6の規定に基づき企業年金連合会（法第91条の2第1項に規定する企業年金連合会をいう。以下「連合会」という。）への脱退一時金相当額の移換を行うこと。

(3) この基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過したときに脱退一時金を受給すること。

(4) この基金の加入者の資格を喪失した日から1年を経過したときに第92条の6の規定に基づき連合会への脱退一時金相当額の移換を行うこと。

(5) 第63条の規程に基づき、脱退一時金の支給の繰下げを申し出ること。

2 前項第3号又は第4号又は5号を選択した中途脱退者が、その加入者の資格を喪失した日から1年を経過するまでの間に脱退一時金の受給又は脱退一時金相当額その他制度

(他の確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金又は連合会をいう。以下同じ。)
への移換を申し出た場合には、これらの号の規定にかかわらず、この基金は当該申出に従い、脱退一時金の支給又は脱退一時金相当額その他制度への移換を行う。

3 前項の脱退一時金相当額その他制度への移換については、次条から第92条の6までのいずれかの規定に基づき行うものとする。

(他の確定給付企業年金への脱退一時金相当額の移換)

第92条の3 この基金の中途脱退者は、他の確定給付企業年金の加入者の資格を取得した場合であって、当該確定給付企業年金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該確定給付企業年金の資産管理運用機関等に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。

4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換)

第92条の4 この基金の中途脱退者は、厚生年金基金の加入員の資格を取得した場合であって、当該厚生年金基金の規約において、あらかじめ、この基金から脱退一時金相当額の移換を受けることができる旨が定められているときは、この基金に当該厚生年金基金への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2 この基金は、前項の申出があったときは、当該厚生年金基金に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。

3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日又は当該厚生年金基金の加入員の資格を取得した日から起算して3ヶ月を経過する日のいずれか早い日までの間に限って行うことができる。

4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第92条の5 この基金の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同法第2条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。)の資格を取得したときは、この基金に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下この条において「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、当該企業型年金の資産管理機関又は国民年金基金連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(企業年金連合会への脱退一時金相当額の移換)

第92条の6 この基金の中途脱退者は、この基金に脱退一時金相当額の連合会への移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る脱退一時金相当額を移換するものとする。
- 3 第1項の申出は、この基金の中途脱退者がこの基金の加入者の資格を喪失した日から起算して1年を経過する日までの間に限って行うことができる。
- 4 この基金は、第2項の規定により脱退一時金相当額を移換したときは、当該中途脱退者に係る脱退一時金の支給に関する義務を免れる。

(企業年金連合会への残余財産の移換)

第92条の7 この基金の終了制度加入者等は、清算人に連合会への残余財産(第92条の規定により当該終了制度加入者等に分配すべき残余財産をいう。以下この条において同じ。)の移換を申し出ることができる。

- 2 この基金は、前項の申出があったときは、連合会に当該申出に係る残余財産を移換するものとする。
- 3 連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第92条第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

(加入者への説明)

第92条の8 この基金は、従業者が加入者の資格を取得したとき又は加入者の資格を喪失したときは、第92条の2から前条までの規定に関し、企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則(平成17年7月5日年企発第0705001号)第2に基づき、当該従業者に対して説明しなければならない。

第2節 給付の支給に関する権利義務の承継

(他の確定給付企業年金からの給付の支給に関する権利義務の承継)

第92条の9 この基金は、次の表に掲げる他の確定給付企業年金(以下この条において「移転確定給付企業年金」という。)の加入者が、当該移転確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した日又はその翌日にこの基金の実施事業所のうち昭和電工マテリアルズ株式会社の加入者となるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、同日に、当該加入者の給付の支給に関する権利義務を承継する。

規約番号	基金名称又は事業主名称
近基第000963号	日東電工企業年金基金
近規第000062号	日東電工株式会社

- 2 前項の規定により給付の支給に関する権利義務が承継される場合には、この基金は、移転確定給付企業年金の資産管理運用機関等から当該加入者に係る積立金の移換を受ける。
- 3 第1項の規定により移転確定給付企業年金から給付の支給に関する権利義務が承継された加入者に係る加入者期間は、第6条の規定にかかわらず、この基金の加入者期間に移転確定給付企業年金における加入者期間のうちいずれか長い期間を加算した期間とする。
- 4 第1項の規定により移転確定給付企業年金から給付の支給に関する権利義務が承継された加入者に係る当該者がこの基金に加入した日における第1初任クレジット及び第2初任クレジットは、第43条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。
 - (1) 第1初任クレジット
移行時クレジット取扱規則（平成25年7月1日現在において効力を有する日東電工企業年金の権利義務承継に伴う移行時クレジット取扱規則をいう。次号において同じ。）に規定する第1年金移行時クレジット
 - (2) 第2初任クレジット
移行時クレジット取扱規則に規定する第2年金移行時クレジット

第11章 雑 則

(事業年度)

第93条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終る。

(届出)

- 第94条 受給権者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、30日以内にその旨を基金に届け出なければならない。
- 2 遺族給付金の受給権者が第67条第2項各号に該当したときは、30日以内にその旨を基金に届け出なければならない。
 - 3 年金給付の受給権者は、毎年1回生存に関する届書を基金に提出しなければならない。

(受給手続)

- 第95条 基金による給付を受ける者は、基金に第47条に規定する書類のほか、次の各号に定める書類を提出しなければならない。ただし、基金が制度の運営に支障を及ぼさないと認めたときは、その一部の書類の提出を省略することができる。
- (1) 給付の受領方法についての届
 - (2) 年金給付を受ける場合において自己の住所及び印鑑についての届
 - (3) 所得税法（昭和40年法律第33号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）で定める必要な申告書
- 2 前項による届出を行った事項について変更のあったときは、速やかに基金に届け出なければならない。

(報告書の提出)

- 第96条 基金は、毎事業年度終了後4カ月以内に、事業及び決算に関する報告書を作成し、厚生労働大臣に提出するものとする。
- 2 基金は、前項の書類を基金の事務所及び実施事業所に備え付けて置くものとする。
 - 3 加入者又は加入者であった者は、基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合において基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(年金数理関係書類の年金数理人による確認)

- 第97条 基金が厚生労働大臣あてに提出する規則第116条に規定する年金数理に関する業務に係る書類については、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを年金数理人が確認し、記名しなければならない。

(業務概況の周知)

- 第98条 基金は、基金の業務の概況について、毎事業年度1回、次に掲げる事項を加入者及び加入者であった者であって基金が給付の支給に関する義務を負っているもの（以下本条において「受給権者等」という。）に周知することとする。

- (1) 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
 - (2) 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
 - (3) 基金が支給した給付の種類ごとの給付の額その他給付の支給の概況
 - (4) 事業主が基金に納付した掛金の額、納付時期その他の掛金の状況
 - (5) 積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額との比較その他積立金の積立ての概況
 - (6) 積立金の運用収益又は運用損失及び資産構成割合その他積立金の運用の概況
 - (7) 基本方針の概要
 - (8) その他基金の事業に係る重要事項
- 2 基金は、前項に掲げる周知事項を記載した書面を加入者及び受給権者等に交付、又は、磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、加入者及び受給権者等が各実施事業所に設置された機器等から、当該記録の内容を常時確認できるようにする。

(実施事業所の減少に係る掛金の一括拠出)

- 第99条 基金の実施事業所が減少する場合（基金の実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により基金の他の実施事業所の事業主以外の事業主による事業の全部又は一部を承継させる場合を含む。以下この項において同じ。）において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、当該減少に係る実施事業所の事業主は、次の第1号及び第2号に掲げる額を合算した額又は第3号に掲げる額のうちいずれか大きい額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

- (1) 基金の実施事業所が減少する場合に該当しないとしたならば当該減少に係る実施事業所の事業主が拠出することとなる当該減少に係る加入者の特別掛金の予想額の現価

- (2) 基金の実施事業所が減少する場合における当該減少する日（以下この条において「減少日」という。）の直前の事業年度の末日（当該減少する日が事業年度の末日から4カ月を経過していない場合にあつては、直前の事業年度の前事業年度の末日。以下この項において「減少日直前の事業年度末日」という。）における繰越不足金の額に前号の特別掛金の予想額の現価を特別掛金収入現価で除して得た率を乗じて得た額
- (3) 減少日直前の事業年度末日において、積立金の額が最低積立基準額を下回っている場合における当該下回っている額に、当該減少に係る加入者の最低積立基準額を最低積立基準額で除して得た率を乗じて得た額

2 前項において第1号及び第2号に掲げる額を合算した額が第3号に掲げる額を上回り、減少に係る実施事業所が当該減少に併せて掛金の額の再計算をすることとした場合において、次の2号以外の要因により他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなる場合には、前項の定めにかかわらず、当該減少に係る実施事業所の事業主は前項に定める額に次に定める額を加算した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

次の2号以外の要因により増加することとなる掛金の額のうち当該減少に係る実施事業所の事業主が拠出すべき額として合理的に計算した額

- (1) 減少日において、積立金の額が減少日を法第60条第2項に規定する事業年度の末日とみなして同項の規定に基づき算定した責任準備金の額を下回ることが見込まれる場合に当該下回る額の見込額を償却することによるもの
- (2) 減少日において、時価で評価した積立金の額が前回の財政再計算の計算基準日において用いた規則第48条第1項に規定する方法で評価した積立金の額を下回ることが見込まれる場合に当該下回る額の見込額を償却することによるもの

3 前2項の掛金は、当該減少に係る実施事業所の事業主が全額を負担する。

(分割時又は権利義務移転時の資産分割)

第99条の2 基金が、次の各号に掲げる分割又は権利義務の移転（以下この条において「権利義務移転等」という。）のいずれかを行う場合にあつては、基金は、基金の積立金のうち、権利義務移転等を行う者に係る積立金の額を移換するものとする。

- (1) 法第77条に規定する基金の分割
- (2) 法第79条第1項に規定する他の確定給付企業年金への権利義務移転（同項に規定する政令で定める場合を除く。）
- (3) 平成25年改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成25年改正法第2条の規定による改正前の法第107条第1項に規定する厚生年金基金への権利義務移転（同項に規定する政令で定める場合を除く。）

2 前項の権利義務移転等を行う者に係る積立金の額は、次の各号に規定する方法のうち、権利義務移転等を行うときに基金が選択したいずれかの方法による額とする。

- (1) 規則第87条の2第1項第1号による方法
- (2) 規則第87条の2第1項第2号による方法

3 前項第1号による方法の額は、権利義務移転等の日の前日における積立金の額に、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

- (1) 権利義務移転等の日の前日、直近の財政計算の計算基準日、その前の財政計算の計算基準日又は権利義務移転等を行う日が属する事業年度の前事業年度末日のうち、

権利義務移転等を行うときに基金が選択したいずれかの日（以下この条において「基準日」という。）における、権利義務移転等に係る者の移換額算定基礎額（規則第87条の2第1項第1号イからニまでのうち、権利義務移転等を行うときに基金が選択したいずれかの額をいう。以下この条において同じ。）

(2) 基準日における、基金の移換額算定基礎額

4 第2項第2号による方法の額は、移換額算定基礎額に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 権利義務移転等の日の前日における積立金の額が、基準日における基金の移換額算定基礎額を上回る場合

権利義務移転等の日の前日における積立金の額に、次のイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

イ 基準日における、権利義務移転等に係る者の移換額算定基礎額

ロ 基準日における、基金の移換額算定基礎額

(2) 権利義務移転等の日の前日における積立金の額が、基準日における基金の移換額算定基礎額以下の場合

次のイ及びロに掲げる者の区分に応じて、当該イ及びロを合算した額

イ 基準日における受給権者及び加入者期間が15年以上である加入者であった者（以下この号において「受給権者等」という。）

基準日における権利義務移転等に係る受給権者等の移換額算定基礎額。ただし、基準日における基金の受給権者等の移換額算定基礎額が、権利義務移転等の日の前日における積立金の額を上回っている場合にあっては、当該積立金の額に、次の（イ）に掲げる額を（ロ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額とする。

（イ）基準日における、権利義務移転等に係る受給権者等の移換額算定基礎額

（ロ）基準日における、基金の受給権者等の移換額算定基礎額

ロ 基準日における加入者（受給権者等を除く。以下ロにおいて同じ。）

権利義務移転等の日の前日における積立金の額から、本号イ（ロ）に定める額を控除して得た額に、次の（イ）に掲げる額を（ロ）に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額

（イ）基準日における、権利義務移転等に係る加入者の移換額算定基礎額

（ロ）基準日における、基金の加入者の移換額算定基礎額

(法令の適用)

第100条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続き、その他の執行については、法、令及び規則並びに関係法令及び通知の規定するところによる。